

4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <基礎編>

「基本的人権」には、どのような権利があるのだろうか？

基本的人権 の分類

基本的人権は、その内容によって複数のカテゴリーに分類することができる。基本的人権が「自然権」という呼び名で主張されるようになった市民革命の時代においては、基本的人権とは「自由権・平等権」のことであった。強大な王権によって束縛され身分制の抑圧に苦しんでいた市民革命当時の人々にとっては、国家権力からの解放という意味での自由の獲得と、身分を越えた平等の実現こそが最も重要な課題だったのである。

しかしながら、18世紀から始まった産業革命と資本主義経済の発展の結果、資本家と労働者との格差は広がり、労働者の生活環境は劣悪となった。そして自由権の主張だけでは人間の尊厳は守れないことが明らかになってきた。このような状況を背景に、20世紀になると、国家が経済社会に積極的に介入して、すべての人々の生活を保障する役割を果たさなければならないという考え方が強まった。ここから政府にそのあめの施策を要求する権利として「社会権」と呼ばれる新しい人権のカテゴリーが生まれた。この考え方を取り入れて、「すべての人に人間に値する生活を保障すること」を経済活動の自由に優先させ、社会的弱者の保護をうたった憲法が1919年にドイツで成立した。これが有名なワイマール憲法である。

20世紀後半になると、従来の自由権・平等権・社会権に加えて、さらに新しい人権がとらえられるようになった。環境権、プライバシー権、知る権利の3つで、これらを「新しい人権」と呼ぶことがある。新しい人権は、日本国憲法には明記されていないが、基本的人権の一般原則としての「幸福追求権」や、既存の自由権・社会権と関係の深い権利として、理論的にも実務的にも基本的人権として認められるに至っている。

■基本的人権の標準的な分類

一般的原則としての	……………	個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利
実体的権利としての	……………	平等権
		自由権 精神的自由権、身体的自由権、経済的自由権
		社会権 生存権、教育を受ける権利、労働基本権
		新しい人権 プライバシー権、知る権利、環境権
基本的人権を守るための権利としての	……………	参政権、請求権

4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <標準編>

個人としての尊重

日本国憲法は、第 11 条から第 13 条で基本的人権の一般原則について定めており、その中で「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である」(第 11 条) こと、「国民の不断の努力によって保持されなければならない」(第 12 条) こと、「すべて国民は個人として尊重される」こと、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、(中略) 国政の上で最大の尊重を必要とする」(第 13 条) ことが宣言されている。【①】

これらの一般原則の中で最も重要なことは、国民は「個人として尊重される」ということである。かつて明治憲法の時代においては、国民は「臣民」であり、天皇の家臣としての位置づけであったから、個人として尊重されるということにはなかった。それゆえ「国家」という集団が「個人」よりも重んじられ、国民の権利は実質的には基本的人権としては扱われず、国民は国家元首である天皇の命令には絶対に服従しなければならなかった。このような状態は江戸時代までほとんど同様であった。それゆえ日本国憲法において国民が「個人として尊重される」ようになり、基本的人権が認められたことは、日本史上では画期的な出来事である。

公共の福祉による制限

しかし基本的人権といえどもまったく無制限であるわけではない。たとえば誰かが権利を行使するとき、それが他人の権利と衝突する場合には、権利の行使が禁じられたり制限されることがある。たとえば授業中に私語をしていると他の生徒の学習を妨げることになるから、いくら“表現の自由”があっても、授業の妨げになるような表現活動は制限されるべきである。このように、私たちの基本的人権は、「公共の福祉」に反しない限度で保障されていることを忘れてはならない。日本国憲法はこのことを第 12 条と第 13 条で規定している。

もっとも、何が「公共の福祉」なのかについては必ずしも一致した定義があるわけではない【②】。また自分と他人の人権が衝突した場合にどのように解決すればよいかについて、双方の意見が対立し争いが収まらない場合もある。それゆえ最終的には裁判で決着をつけることになる。

公共の福祉の維持

「生命・自由および幸福追求に対する国民の権利」を保障するために、「公共の福祉」を一般的に維持しようとしている政府の活動が、警察官（海上保安官を含

①日本国憲法第 3 章は「国民の権利および義務」となっているが、外国人に対しても原則として日本国民と同じように基本的人権が認められる。

②「公共の福祉」が政府に都合よく解釈されると国民の権利は不当に侵害される危険が生じる。国連自由権規約委員会もこの点を憂慮する見解を発表している。

む)による治安維持活動であるということが出来る【③】。たとえば道路を使用して表現活動(例えば行進をする)や販売活動(例えば屋台を出す)などをおこなう場合には、交通の妨げにならないよう、事前に警察に申請して、道路使用許可証を得る必要がある(道路交通法第77条)。

警察官が武器を所持していることも、それが犯罪を抑止し、公共の福祉を維持するために許された唯一合法的な武力だからである【④⑤】。もちろん警察官といえども武器の使用には慎重でなければならない。もし警察官が許されている限度(正当防衛や逮捕の必要性など)をこえて武器を使用し、その結果国民に損害を与えた場合には、政府は賠償責任を負うだけでなく(国家賠償法)、その警察官自身が犯罪に問われることもある(刑法が定める傷害罪や特別公務員暴行陵虐罪など)。つまり警察官の活動は、あくまでも国民の基本的な人権を守るための活動であって、必要最小限度のものでなければならないのである。

なお、犯罪の容疑者が刑事裁判にかけられ、有罪の場合に処罰されるのは、その犯罪が「公共の福祉」を破壊したことに對して制裁をする必要があるからである。それゆえ刑罰は公共社会が制裁として与えるものであって、事件の被害者による復讐とは異なる。

家族と暮らす権利

「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは単に個人が一人で生きるための権利であるだけでなく、「人間らしく成長できるように家族と共に暮らせる権利」も含まれている(国連子どもの権利条約)。たとえば最近、国籍は外国人であっても日本で生まれ育ち日本語しか理解できない子がいる男女(父母)を、特別在留許可を与えず不法滞在を理由に強制的に本国に送還した事件についても議論が起きた。【⑥】

尊厳死

さらに、「私たち一人ひとりが個人として尊重される」という場合、それは生きるための権利であるとともに「人間として尊厳ある死を選択できる」ことも含まれている、と考えるべきである。

現代の、特に先進国においては、たとえ重い病気に冒されても、高度な医療技術の進歩で、さまざまな医療機器を使って生命を維持することが可能になってきている。そして現在の日本の法律では、たとえ本人が希望した場合であっても、医療スタッフが患者の生命を絶った場合には犯罪となる。しかしそれゆえにこそ、「医療機器の助けを借りて単に命を永らえるよりは、むしろ死を選びたい」と願う人々も少なくない。そのような人々について、家族や医療スタッフの間でいま静かな議論が始まっている。

③警察法第2条には、「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、(中略)公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする」と明記されている。

④警察官の武器使用は、警察法第67条や、警察官職務執行法第7条で認められている。

⑤「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定している憲法9条は、国内紛争に対して警察が武力を用いることを正当化する根拠として読むこともできるのではないだろうか。

⑥偽造パスポートで入国し結婚したフィリピン人父母の間に生まれたカルデロンの子さんの家族について、2009年4月に法務省は父母のみを強制送還したが、国連人権理事会はこの問題に重大な関心を示し日本政府に説明を求めた。また国際NGOのアムネスティも人権侵害とする声明を出した。

4-2 平等権と、関連の問題 <基礎編>

差別は克服されているのだろうか？

法の下 の平等

基本的人権は人間が人間として生まれながらにしてもっている権利であり【①】、人間が互いに平等であるということを含んでいる。従って、すべての人間は平

等に尊重されなければならない。

但し、ここに言う「法の下での平等」は、人間として人権が平等に保障されるという意味である。現実には生きていたちは外的にも内的にも決して同じではない。能力や素質に恵まれている者もそうでない者もいる。

「法の下での平等」は、それら現実の違い（個性）を否定するものではない。たとえどんなに個性の違いがあっても、人間として基本的人権を保障される存在としては同一に扱われなければならないという意味である。

しかし明治憲法では「法の下での平等」は十分には認められていなかった。例えば女性は成人しても半人前とされ、選挙権も与えられていなかった。

これに対して日本国憲法第14条は、人種・信条・性別・社会的身分などによる差別を否定した。この条項は、政治や経済、社会などにみられる差別を基本的人権の尊重の原則から改めていくうえで非常に大切な役割を果たしている。また両性の平等（24条）や選挙権に関する定め（15条）は、平等権をあらためて確認した規定で、明治憲法にはなかったものである。

平等を実現 する諸制度

戦後、「法の下での平等」を実現するため、戦前の法律が改正されたり、新しい法律が制定されたりした。たとえば男女平等を実現するため民法が全面的に改正された。

また戦後つくられた教育基本法によって教育の機会均等、男女共学、家庭科の男女必修化が図られ、男女雇用機会の均等化・男女同一賃金の原則・育児休業の平等取得も少しずつではあったが認められていった。（男女雇用機会均等法・労基法・育児休業法）。さらには外国人との間に生まれた子どもの国籍について、父系優先血統主義から父母両系血統主義へ変更された（国籍法）。女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者の権利に関する条約も締結された。

今も残る差別や不平等

このように平等の実現は少しずつ前進しているが、それでもなお私たちの周囲には、多くの差別問題が残っている（→標準編）。平等権の実現に向け、一人ひとりが積極的な努力を日常的に地道におこなっていくことが大切である。

①「生まれながらにもっている」とは、「人間として生まれたときに既にもっている」という意味である。生まれたあとで何らかの手続きに基づいて誰かが与えるのではなく、人間として生まれたというだけの理由で与えられるということである。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p118

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p118

4-2 平等権と、関連の問題 <標準編>

現在の日本では次のような問題が平等権の侵害と主張されている。【①】

外国人や異民族の差別

○外国人登録制度（<参考>指紋押捺拒否運動）：連続 90 日以上日本に滞在する外国人は外国人登録を行い、外国人登録証を携帯しなければならない。1993 年

までは指紋押捺も義務付けていたため外交問題になった【②】。○不法滞在者の難民不認定・強制送還の問題：観光ビザなどで入国しそのまま住みついていた外国人（不法滞在者）が日本で結婚し子どもが生まれた場合でも、日本政府は難民認定せず本国に強制送還する場合がある。○公務就任権の制限：東京都職員である在日韓国人が管理職登用試験を受験しようとしたところ、日本国籍がないことを理由に受験を拒否された事件がある。○外国人労働者の低賃金労働：労働ビザで入国し労働している外国人に対する賃金は、一般的に非常に低い。最近では「研修生制度」が問題になっている。

○在日朝鮮人や在日イスラム教徒に対する差別：かつて民族衣装チマチョゴリを着ている朝鮮学校の女子生徒に対する暴行事件が社会問題となったことがある。最近ではイスラム教徒に対する嫌がらせがある。【③】○アイヌ民族に対する差別も残存している。

信条による差別

○労働組合員・共産党員や、その支持者に対する差別：労働組合員や共産党員であることを理由に、昇進・昇給・転勤の際に差別した事件がある。○オウム真理教の一般信者に対する差別：オウム真理教の信者であること（＝偏見）を理由に、転入（住民登録）や入学を拒否する自治体や大学があり、裁判で争われたことがある。

女性に対する差別

日本は女性差別撤廃条約に加盟しているが、女性に対する差別はなくなっていない。○女性の賃金・昇進における事実上の格差：同じ仕事をしている男性よりも低賃金で昇進が遅いなどの問題がある。【④】○夫婦同姓の義務づけ：民法は、婚姻届をした夫婦の同姓を義務づけているが、現実には圧倒的に女性が改姓させられている【⑤】。○離婚時の原姓復帰制限：離婚したときは、結婚前の姓か離婚時の姓しか選択できないため離婚時の姓で再婚し再び離婚したときは初婚前の姓に戻れない。○再婚禁止期間：女性は離婚後 6 ヶ月間は再婚できない。○性的役割分業：家事・育児労働の女性への偏重。

○女性差別的な文化の残存：相撲や寺院の「女人禁制」、学校における男女

①ここには、裁判所の確定判決で平等権侵害が認められたもの以外にも、広く一般的に不平等が問題となっているものも含めている。

②「テロリストの入国防止」のために、2007 年から再び、日本に入国する外国人に対して指紋押捺が義務付けられるようになった。

③在日韓国人や在留外国人には納税の義務はあるが、選挙権は与えられていない。「せめて地方参政権だけでも与えてはどうか」という意見もあるが、実現していない。

④女性の働く権利をめぐる問題点については、第 7 章第 5 節も参照せよ。

⑤最近では、婚姻届をしない事実婚夫婦や、婚姻届をしても日常生活では旧姓を通称として使い続けるカップルが現れている。

別名簿など。○男女の結婚適齢の違い：男 18 歳に対して女 16 歳。

子どもに対する差別

子どもに対する差別もなくなっていない。○非嫡出子差別：婚姻届をしない男女から生まれた子ども（非嫡出子）は、遺産相続における法定相続分が嫡出子の

半分である。【⑥】○離婚後 300 日以内に生まれた子供に対する差別：離婚後 300 日以内に生まれた子は、機械的に離婚前の夫の子とされる。最近「離婚後に妊娠したときには新しい夫の子とする」旨の通達があったが、「離婚前に妊娠していた場合は従来通り」で完全には解決していない。○代理出産で生まれた子供に対する差別：代理母の子としか認められない。【⑦】

社会的地位による差別

○部落差別：古くから続いてきた差別が今なお残り、多くの人々が就職や結婚などにおいて差別的扱いを受けている。同和対策事業はそれを解消するための公の

活動である。○生活保護の支給制限：生活保護を申請に来た人に適切な保護が与えられていないという問題が大きくなっている。○残留孤児・残留婦人の問題：日本語が不十分なため帰国しても生活に困っている人々が放置されている問題。最近ようやく日本政府は待遇の改善に向けて動き出したが十分ではない。【⑧】

障害者に対する差別

○不適格条項問題：「色覚異常の人には受験資格を認めない」などの差別。○学生無年金障害者問題：国民年金への加入が義務付けられていなかった時代だった

ために年金に加入していなかった学生が、障害を負ったにもかかわらず、年金未加入であることを理由にまったく障害年金が支給されていない問題がある。○障害者自立支援法と障害者の賃金：障害者は就労しても一般的に賃金が安い。そのうえ就労施設の利用料金まで負担させられている。○医療的ケアが必要な子供の保育園入園拒否事件。○病气感染者などに対する差別：特効薬の発明によって完治するようになった後もハンセン病患者を不合理的理由で隔離を続けた問題があった。○原爆症・公害病の患者などに対する差別：患者認定をしない、生活救済をしないなどの問題がある。

その他の差別

○選挙における一票の格差（議員定数不均衡の問題）：「国会議員の定数配分が、地方に多く大都市に少ない」状況になっているという問題がある。○受刑者

に対する差別：刑務員による虐待問題。新聞が自由に読めないなど生活環境における問題が指摘されている。○女性天皇問題、皇族の婚姻の問題：現在の制度では女性は天皇になれない（皇室典範 1 条）。また皇族男子が結婚するには皇室会議での審議が必要である（同 10 条）。

⑥子の続柄の記載は、住民票については 1995 年にすべて「子」に統一された。戸籍については 2004 年に非嫡出子も「長男（長女）」「二男（二女）」と記載されるようになったが、出生の順序を記載する必要性をめぐる議論がある。

⑦その他に、結婚していない日本人の父と外国人の母との間に出生した子は父母の婚姻と父による認知があった場合に限って日本国籍を取得できるとした国籍法の規定は、2008 年 6 月の最高裁判決で「法の下での平等に反し違憲」とされた。

そのため同年 12 月に同法は改正され、婚姻要件が削除されて父親の認知だけでよいこととなった。

⑧尊属（父母や祖父母など）を殺害した場合に通常より重い刑罰を課すと規定した刑法は、1973 年の最高裁判決で違憲とされた。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 118

4-3 フライバシー権と、関連の問題 <基礎編>

フライバシーは守られているのだろうか？

フライバシ ー権

国家権力やマスメディア、企業などが私たちの私生活に関する情報（フライバシー）をみだりに公開したり、自分に関する個人情報を勝手に利用しないよう求

めたり、自らコントロールする権利をフライバシー権という【①】。

フライバシーや個人情報の保護を権利として認めるべきだという考え方は最近になって生まれてきたので、1947年に施行された日本国憲法にはこの権利が具体的な条文としては保障されていない。しかし、憲法第13条が保障する「幸福追求権」（基本的人権の一般原理）から導き出すことができるため、具体的な条文がなくても不都合はない。

実際に、現在では国には行政機関個人情報保護法が、また各地方公共団体には個人情報保護条例がそれぞれ制定されていて、国や地方公共団体が市民の個人情報を収集する際にはその目的を明らかにすることが定められ、収集した個人情報の目的外使用などが禁じられている。また収集された個人情報の内容について本人が点検し修正を求めたり苦情を表したりすることも認められている。さらに、個人情報保護法により5000件以上の個人情報を取り扱う事業者にも同様の義務が課せられている。

このことから、最近では個人情報保護条例に基づいて高等学校の入試における内申書を開示させることができるようになってきている。

私たちもまた、他人の個人情報やフライバシーの取り扱いには十分注意しなければならない。例えばインターネットの掲示板のように他人が自由に閲覧できるところに、勝手に他人の顔写真などを掲載してはならない。

しかしながら、私たちの社会ではフライバシー権が侵害されるケースが後を絶たない。最近では、勝手に知人の私生活をモデルにした小説を書いた作家が、モデルとされた人物から「フライバシーを侵害された」と訴えられて、出版の差し止めを命じる判決を受けたケース（『石に泳ぐ魚』事件）や、解雇をめぐる争いの中で会社側の弁護士が相手側社員の犯罪歴を調査したことがフライバシー権侵害に当たるとされたケース（京都市中京区前科照会事件）などがある。

①フライバシーと個人情報は異なる概念である。

フライバシーは、特に①私生活上の事実で、②一般的に公開を望まず、③一般にも知られていない事柄をさす（「宴のあと」事件東京地裁判決）。

これに対して個人情報は、氏名・生年月日・連絡先・職歴・病歴・肖像など個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であり、広い概念である。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）p122

4-3 フライバシー権と、関連の問題 <標準編>

平穏な生活 の混乱

プライバシーが侵害されると、私たちの心は乱され、**平穏な生活に波風**が立つ。また現実には被害を受けることもある。

例えばコンピュータ・ウイルスに感染した電子メールを送りつけられて、うっかり開封してしまったために保存していた大切な情報が失なわれる事件が挙げられる。このようなメールや手紙が届くのは、メールアドレスや住所・氏名（場合によると性別や年齢まで）などの個人情報が誰かによって不正に入手されているからである。また、本人が離婚した事実を隠したいと思っていたのに、勤務先の会社が不用意に姓名が変わったことをもらしてしまったため、離婚した事実が明らかになってしまった、ということもある。クレジットカードの番号や銀行口座の暗証番号などが故意または過失によってインターネット上に流出したりすると、財産を侵害される危険も発生する。

犯罪報道の 問題点

日本では、犯罪事件が発生したり、その事件の容疑者が逮捕されたりすると、少年事件を除いて、被害者や容疑者の実名や経歴などが詳しく報道される。しかし、そのような「**実名報道**がプライバシー侵害である」という強い主張がある。他の先進国では、原則として実名報道はせず、事件が起きた場所や犯罪の方法などについても詳しく報道しない傾向にある（ただし公務員が職務上の権限を悪用した場合などは実名報道となる）。

「犯罪の容疑者である」というだけの理由では、その人が犯人であると決まったわけではない。**推定無罪の原則**に照らしても、実名報道は抑制していく必要がある。

犯罪歴の公 開

間違いなく罪を犯した経歴のある者について、その犯罪歴を公開することは、犯罪歴のある者のプライバシーを侵害することになるのだろうか。「性犯罪や幼児を対象とした犯罪の経歴がある者は、刑期が終わり刑務所を出所したのちに再び同様の事件を起こす確率が高いので、このような犯罪歴をもつ者については、誰がどこに居住しているかを情報公開すべきではないか」との議論がある一方で、プライバシー侵害の危険から反対する意見もある。

差別の助長

技術の進歩によって、現在では微量の血液や皮膚細胞から遺伝子情報を読み取り、どのような病因をもっているか調べることができるようになっている。このようなことが行き過ぎるとプライバシーの侵害につながる恐れがある。例えば従来なら外見では判断できなかった難病の遺伝子をもっている人が明らかになり、そのデータが蓄積されていくことが可能になると、そのような難病の遺伝子をもっている人々に対する有形無形の**差別的取扱**が発生する危険がある。

自由の侵害

例えば「図書館でどのような本を借りて読んでいるか」という情報は個人情報だが、そのような個人情報がコンピューターに集積されれば、例えばあるテーマに関する書物を読んでいる人間を瞬時に検索することが可能になる。すると例えば「情報公開」など政府にとって都合の悪い情報に接している市民を探し出しリストアップして、日常的にその市民を監視したり、同様の情報に接することができないように操作する、といったことが起こりかねない。これでは市民生活に権力者が介入して、市民生活の**自由を侵害**することになる。

実際に戦前このようなことが起きた事実を反省し、「市民のプライバシーを扱っている」という自覚に基づいて、日本図書館協会は「**図書館の自由に関する宣言**」を制定し、1979年に内容をさらに充実させている。

名誉毀損の罪

プライバシー権に関連して、**名誉毀損**にも注意する必要がある。これは、公然と事実（多くの場合プライバシーにかかわる内容）を指摘して他人の社会的名誉を傷つける行為【①】をいい、被害者が告発することによって犯罪に問われるものである（刑法 230 条）。指摘された「事実」が真実でない場合はもちろん問題だが、仮に真実であったとしても名誉毀損罪は成立するので、他人のプライバシーに関わる事柄をみだりに明らかにする行為は慎むべきである。

但し、例えばマスメディアが公務員の不正行為を正すために取材・報道した場合のように、指摘された事実が公共の利害に関する内容で、もっぱら公共の利益を図る目的でなされた場合には、指摘された事実が真実であったときに限り、犯罪にはならない（刑法 230 条の 2）。なぜなら、仮に汚職事件などが起きたときに、マスメディアが名誉毀損罪に問われることを恐れて不正行為を報道しないようになってしまえば、民主政治の健全性を保つことができなくなるからである。

①インターネット上のブログなどに誹謗中傷の書き込みをする行為も名誉毀損に該当する場合がある。（例：2009年2月お笑い芸人スマイリーキクチのブログに書き込みをした19名の検挙）